

1. 総 括

1.1 業務の目的

本調査は、岐阜市椿洞地区に不法投棄された産業廃棄物によって、周辺環境に与える影響を継続的に調査し、異変を速やかに把握すると共に、今後の対策に資することを目的としたものである。

1.2 調査の項目

調査対象		調査の目的	評価対象とした基準	調査地点	調査地点の選定理由
水	地下水	地下水の汚染状況を把握する	環境基準・河川B類型基準・農業用水基準	観測井戸 GW-1 GW-2 民家井戸 GW-3 GW-4	GW-1 現場からの旧谷筋 GW-2 原川流域の中央付近にて汚染の有無を確認するため、また周辺(GW-3-4)において比較を行う
	河川水	場内排水等による河川水汚染状況を把握する	環境基準・河川B類型基準・農業用水基準	原川の上流RW-2-4・下流RW-5、沢水RW-1-3-6	排水の上流域、下流域、沢筋からの湧水を把握し、汚染状況を確認する
	排水	現場排水による汚染状況を把握する	排水基準(参考値)	場内浸出水D-1 調整池排水D-2	現場から原川に放流される排水位置にて、汚染状況を確認する
	河川底質	現場排水による汚染状況を把握する	土壌含有量基準・土壌溶出量基準・環境基準	現場排水の原川上流RS-1 下流RS-2	現場排水の原川の上流部と下流部により、汚染状況を確認する
土	土壌	大気汚染(焼却灰等)による周辺土壌の汚染状況を把握する	土壌含有量基準・土壌溶出量基準・環境基準	敷地境界付近S-1 周辺民地S-2	現場直近及び周辺にて状況を確認する
松尾ヶ池	池水	外部調査で環境基準を超える水銀が検出されたとの報告があり、現地状況を把握する	環境基準・河川B類型基準・農業用水基準	松尾ヶ池排水口前 PW	池の放流口にて状況を確認する
	池底質		土壌含有量基準・環境基準・ダイオキシン類環境基準	松尾ヶ池PS-1～PS-5	池中央部、東西南北部により池全体の状況を確認する
大気	大気	場内に放置された廃棄物の汚染物質の飛散拡散状況を把握する	環境基準	敷地境界A-1 周辺民地A-2	現場直近及び周辺にて状況を確認する
	悪臭		岐阜市特定悪臭物質規制基準		

1.3 調査結果の総括

調査対象	基準項目	総括評価	今後の課題、その他事項	H18年度計画	備 考
地下水	環境基準項目	実施した項目は、すべて地下水環境基準に適合している。大きな水質の変動もなく、周辺への問題となる影響は、特に見られない。	廃棄物の撤去作業等による雨水の地下水浸透により、周辺地下水への影響が懸念されるため、場外周辺への地下水流動経路を把握する必要がある。このため、新規ボーリング調査を実施し地下水流向流動調査を行なうことが望ましい。また、現場内での廃棄物層への雨水浸透防止を図り、極力、その影響を及ぼさないよう対策が必要である。	地下水流動を把握するため、また、より広範囲に地下水の状況を把握するため、新たにボーリングを実施し観測地点を2地点追加し6地点とする。これにより、4地点年12回の調査を6地点年12回(2地点は年6回)の調査とする。また、場内観測井戸を含め、地下水流向流速調査を実施する。	評価詳細 P.3
	生活環境・監視項目	前年度から特に変化は確認されない。pHについては若干低い数値だが遊離炭酸によるものと考えられる。BOD等有機物汚染に関する項目については、問題となる数値は認められない。窒素は一般的な地下水と比較し比較的高い数値を示すが直ちに問題がある数値とは認められない。GW-2井戸に関してはDOが低い値で推移したが廃棄物由来とは断定できない。現場からの影響は、現場廃棄物層に浸透した雨水等による排水の影響で、原川に影響が見られ、また、その影響で地点GW-1でも認められる。排水の水質とパターンが類似している。			
河川水	環境基準項目	実施した項目は、すべて河川水環境基準に適合している。ただし、鉛については、前年度と同様に、降雨時の調査で、河川水の鉛が0.018mg/L検出された。これは、SS分をろ過した試料では鉛は検出されていないことから、濁水中のSSに由来するものである。鉛とSS濃度は高い相関が認められる。	河川環境の状況は概ね把握されてきた。原川の支川(湧水)については、安定した数値が得られており、測定頻度等の見直しを検討しても良いと思われる。	支川2地点のうち、1地点は、現場からの影響が認められないため調査対象から除き、もう1地点は、調査回数を年12回から、年6回とする。これにより、6地点年12回の調査を5地点年12回(支川は6回)とする。	評価詳細 P.4-5
	生活環境・監視項目	実施した項目について直ちに問題がある数値は認められない。ただし、BOD COD TOC 窒素が現場排水の下流部で高く、排水が起因していると推測される。現場からの河川への影響は、排水を経由して現われており、地点 RW-5で窒素、有機物などの濃度が高く、排水の水質とパターンが類似している。			
排水	環境基準項目	実施した項目は、すべて比較参考とした排水基準に適合している。鉛は、河川水と同様にSS濃度と高い相関性がある。	参考値としての排水基準に適合していたものの、生産活動が行われていない事業場としてはBODや窒素濃度が高く検出されている。これは場内の廃棄物由来である可能性を含めて、継続観測を実施するのが望ましい。	17年度と同様に2地点年12回の調査を継続する。	評価詳細 P.6-7
	生活環境・監視項目	実施した項目はすべて比較参考とした排水基準に適合している。水質は、現場廃棄物層を浸透した雨水の影響を受けており、有機物、窒素等の数値が高い。排水は直接原川河川に排出されるため、原川への水質に影響を与えている。			
河川底質	含有量基準項目	実施した項目は、すべて比較参考とした土壌の含有量基準に適合している。周辺への影響は特にないと考えられる。	水路が三面張りであるため底質が堆積しにくい状況である。長期に渡って堆積した底質の採取が難しく、過去からの現場の影響の把握は難しい。しかし、河川においてSS由来での鉛の検出があったため、次年度も継続して原川の底質測定を実施するのが望ましい。	河川底質調査は、過去からの長期に渡る汚染の把握を目的としており、その状況は概ね把握されたことから、2地点年2回の調査を2地点年1回の調査とする。	評価詳細 P.8
	溶出量基準項目	実施した項目は、すべて比較参考とした土壌の溶出量基準に適合している。周辺への影響は特にないと考えられる。			
土 壌	含有量基準項目	実施した項目は、すべて土壌の含有量基準に適合している。周辺への影響は特にないと考えられる。過去の焼却等による土壌汚染は認められていない。現在、現場では焼却はされておらず、新たな土壌環境の汚染のおそれはないと思われる。	河川においてSS由来での鉛濃度検出があったため、重金属類含有試験を中心に実施するのが望ましい。	土壌環境の状況は概ね把握され、急激な変化も認められないことから、2地点年2回の調査を2地点年1回の調査とする。	評価詳細 P.8
	溶出量基準項目	実施した項目は、すべて土壌の溶出量基準に適合している。周辺への影響は特にないと考えられる。			
松尾ヶ池	池水	環境基準項目：実施した項目は、すべて環境基準に適合している。 生活環境・監視項目：BOD CODで基準を超過しているが、著しい汚染があるとは考えにくい。閉鎖性の高い池水での現象が考えられる。	特に継続調査は、必要ないと思われる。	調査は実施しない。	評価詳細 P.9
	池底質	実施した項目は、すべて比較参考とした土壌の溶出量基準及び含有量基準に適合している。	特に継続調査は、必要ないと思われる。		
悪臭・大気	環境基準項目	大気環境の状況は、これまでの4回の調査から変化は認められない。二酸化窒素・二酸化硫黄・浮遊粒子状物質・一酸化炭素・ダイオキシン類について、大気環境基準に適合している。また、周辺監視測定局と比べても数値に差異は認められない。周辺への影響は、特にないと考えられる。	今後は、廃棄物撤去に伴う周辺環境の変化も想定されることから、モニタリングを継続し、その変化の把握が必要であると思われる。現場からの影響を把握するため、次年度も継続して大気環境・悪臭観測を実施するのが望ましい。	17年度と同様に2地点年2回の調査を継続する。	評価詳細 P.8
	悪臭規制基準項目	特定悪臭物質22項目について、特定悪臭物質規制基準に適合している。周辺への影響は、特にないと考えられる。			